

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

兵庫県たつの市長

## 公表日

令和5年9月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険に関する事務とは国民健康保険法その他関係法令に基づき行う被保険者資格に関する事務及び国民健康保険税に関する事務のことを指し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険に関する事務のうち次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。</p> <p>(1)被保険者資格事務            (2)保険給付事務            (3)被保険者所得情報把握事務            (4)当初賦課決定事務            (5)賦課更正事務            (6)特定健康診査・特定保健指導事務            (7)窓口事務            (8)オンライン資格確認の管理事務</p>
③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、国保総合システム(国保集約システム)、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル、(2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一16及び30の項</li> <li>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条及び第24条</li> <li>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条</li> <li>公金受取口座登録法施行規則第2条第13号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二27、42、43、44、45の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条、第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <p>【オンライン資格確認に係る業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認管理事務として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市総務部市税課 たつの市市民生活部国保医療年金課
②所属長の役職名	市税課長 国保医療年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL(0791)64-3203(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	たつの市役所 総務部 市税課、市民生活部 国保医療年金課 〒679-4192 たつの市龍野町富永1005番地1 市税課 TEL(0791)64-3145(直通) 国保医療年金課 TEL(0791)64-3149(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.80.87 .88.93.97.106.120	(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第8号、第25条、第25条の2、第26条 (変更) (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.6.9.23.27.34.35.39.42.58.80.94.108.119	事後	
平成29年5月30日	部署	総務部税務課	総務部市税課	事後	
平成29年5月30日	所属長	税務課長	市税課長 石井和也 国保医療年金課長 和田 利恵	事後	
平成29年5月30日	連絡先	総務部税務課	総務部市税課	事後	
平成29年5月30日	対象人数(いつ時点)	平成27年1月1日	平成29年4月30日	事後	
平成29年5月30日	取扱者数(いつ時点)	平成27年1月1日	平成29年4月30日	事後	
平成30年6月22日	所属長の役職名	市税課長 石井和也 国保医療年金課長 和田 利恵	市税課長 国保医療年金課長	事後	
平成30年6月22日	対象人数(いつ時点)	平成29年4月30日	平成30年4月30日	事後	
平成30年6月22日	取扱者数(いつ時点)	平成29年4月30日	平成30年4月30日	事後	
令和1年6月17日	対象人数(いつ時点)	平成30年4月30日	平成31年4月30日	事後	
令和1年6月17日	対象人数(いつ時点)	平成30年4月30日	平成31年4月30日	事後	
令和1年6月17日	IVリスク管理	—	様式追加	事後	
令和2年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		(追加) (8)オンライン資格確認の準備業務	事後	
令和2年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	宛名システム、国民健康保険システム、国保総合システム(国保集約システム)、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ	事後	
令和2年10月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠		(追加) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>第20条第8号、第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、9、23、27、34、35、39、42、58、80、94、108、119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43、44、45の項	<b>【情報提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3</li> </ul> <b>【情報照会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>27、42、43、44、45の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>第20条第8号、第25条、第25条の2、第26条</li> </ul> <b>【オンライン資格確認の準備業務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	
令和2年10月1日	対象人数(いつ時点)	平成31年4月30日	令和2年4月30日	事後	
令和2年10月1日	取扱者数(いつ時点)	平成31年4月30日	令和2年4月30日	事後	
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<b>【情報提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>(省略)</li> </ul> <b>【情報照会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>27、42、43、44、45の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>第20条第8号、第25条、第25条の2、第26条</li> </ul>	<b>【情報提供】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項</li> <li>(省略)</li> </ul> <b>【情報照会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> <li>27、42、43、44、45の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>第20条、第25条、第25条の2、第26条</li> </ul>	事後	評価の再実施 番号法の改正等

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和2年4月30日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和2年4月30日時点	令和3年8月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(8)オンライン資格確認の準備事務	(8)オンライン資格確認の管理事務	事後	
令和4年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	【情報提供】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 【オンライン資格確認に係る業務】 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認管理事務として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和4年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	たつの市役所 総務部情報推進課	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課	事後	組織改正に伴う部署名の変更
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和3年8月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠		(追加) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条 ・公金受取口座登録法施行規則第2条第13号	事前	
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和4年8月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	